

広報

No.578

2011

2/1

あいかわ

A I K A W A



編集・発行/愛川町総務部総務課
〒243-0392

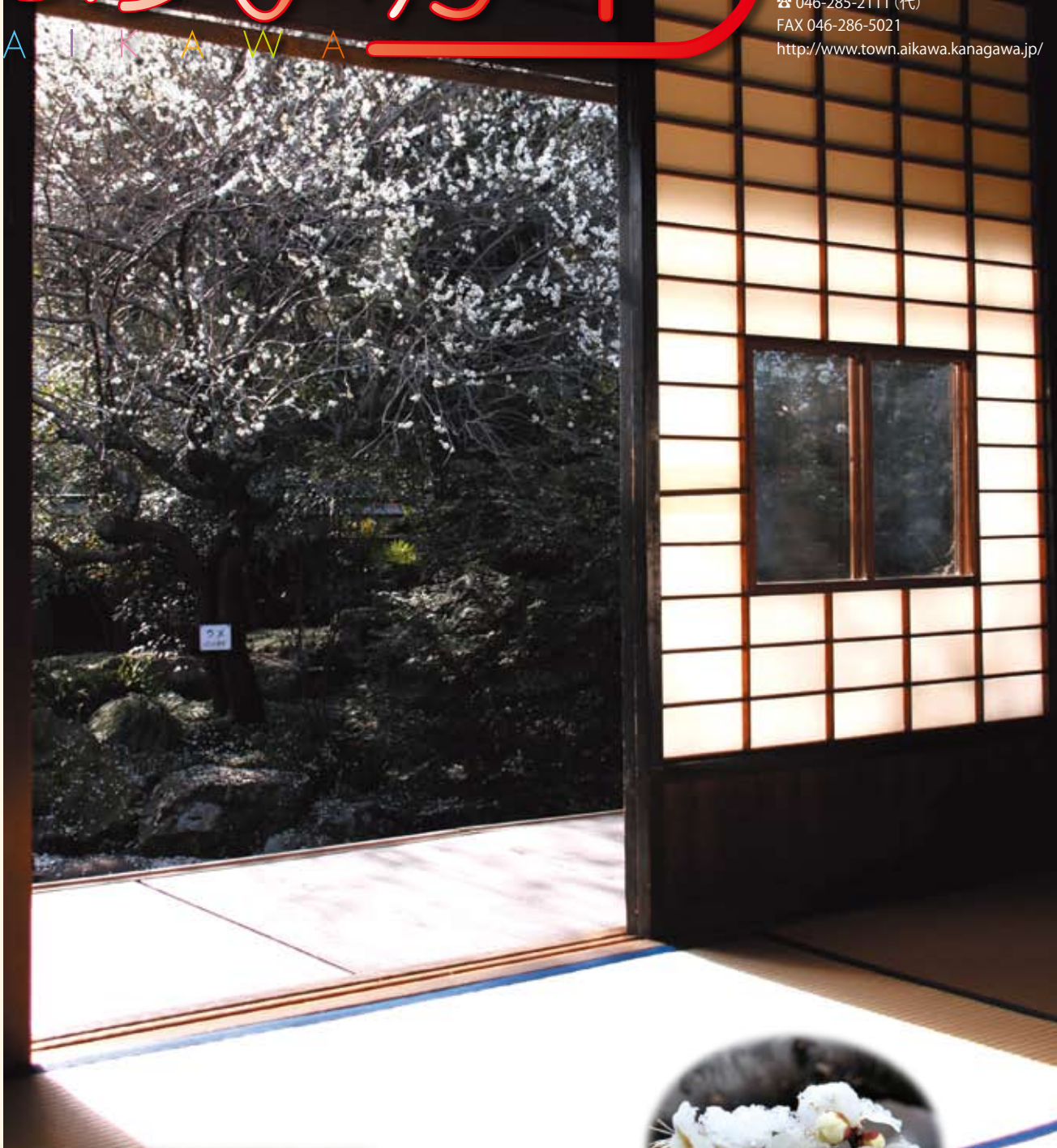
神奈川県愛甲郡愛川町角田251-1

☎ 046-285-2111 (代)

FAX 046-286-5021

<http://www.town.aikawa.kanagawa.jp/>

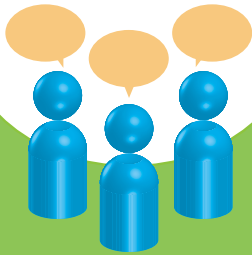
静寂——古民家山十郎
きりりと張りつめた空気に
心も引き締まる。



もくじ

- 特集 あなたの声を町政に 広聴制度.....2
- 町政情報館 三つのワクチン接種費用助成4
- 消防だより.....11
- 子育てプチポケット・図書カードが当たるお楽しみクイズ.....12
- インフォメーション.....13
- 保健ガイド.....16
- みんなの活動ファイル よさこいダンスチーム FUNNY.....18
- 愛川トピックス19

特集
広聴制度



あなたの声をお聴かせください



提案制度など 広聴事業を紹介します

町では、町民皆さんが日ごろ考えていることや感じていることなどを、直接意見や要望としてお聴きする機会を設け、町政へ反映させるため、さまざまな広聴事業を実施しています。

今回の特集では、町民と行政との協働のまちづくりを推進するための広聴制度についてご紹介します。

ぜひ、あなたの貴重なご意見・ご提案をお聴かせ下さい。

問い合わせ◆総務課広報広聴班（内線）3221



わたしの提案制度

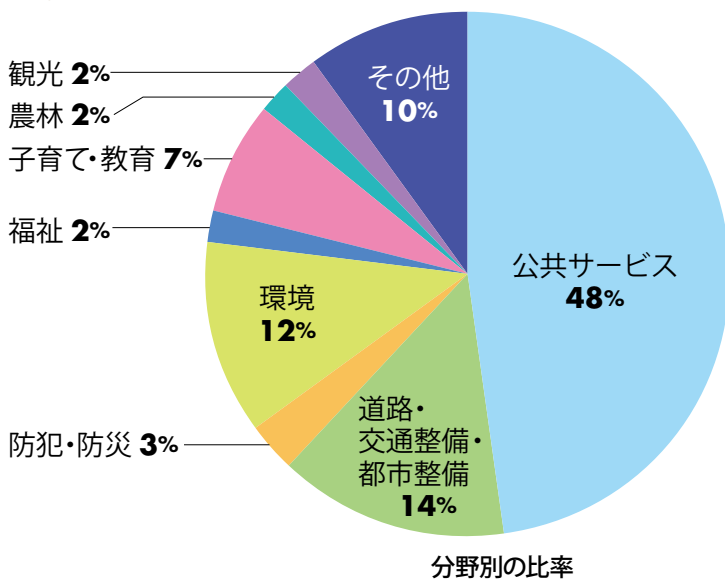
皆さんが気軽に町政に参加し、より良いまちづくりを進めるため、皆さんからのご意見やご要望を書面で提案できる制度です。

寄せられたご意見・ご提案への回答は、住所・氏名の記載のあるものに限られます。提案したことに不利益を受けることはありませんので、住所・氏名は必ずお書きください。

提案箱は町内6カ所にあります

「わたしの提案」の専用紙と提案箱は、町役場の1階ロビーをはじめ、半原出張所・中津出張所・文化会館・ラビンプラザ・レイディースプラザの6カ所に置いてあります。専用紙に記入後、直接提案箱に入れるほか、郵便やファクスで送ることもできます。専用紙をお使いの場合、郵送料は掛かりません。

このほか、町ホームページの「わたしの提案」専用フォー



ムや電子メールからも受け付けています。

平成22年に寄せられた提案は34件で、その内容は、公共サービスへの提案を中心に、防犯・防災・道路・環境・子育て・教育など多岐にわたっています。

■わたしの提案専用フォーム

<http://www.town.aikawa.kanagawa.jp/town/form.html>

■わたしの提案メールアドレス

teian@town.aikawa.kanagawa.jp

各種懇談会

地域や各種団体、学校などさまざまな分野・年齢に応じたきめ細かな行政運営を行うため、町長と参加者が直接各分野の現状や課題について話し合うものです。本年度は、「町長と話し合うつどい」をはじめ、子育て支援策の一層の充実を図るため「小・中学生の親との懇談会」、高齢者福祉の充実を図るための「高齢者との懇談会」などを開催し、全体で298人が参加され、78件のご意見をいただきました。

パブリック・コメント (意見公募) 手続

町民皆さんの生活に影響を与える計画や条例などを策定したり、変更したりするとき、その内容を案の段階で公表し、広く町民皆さんから意見を募集する制度です。

一定の期間、計画案や条例案を町ホームページや本庁舎1階町政情報コーナー・半原出張所・中津出張所・ラビンプラザ・レディースプラザで公表し、意見を募集します。意見は、電子メールまたは前記各所に置いてある専用用紙に記入し、募集期間内に町に提出(専用箱に投函または郵便・ファクスも可)していただきます。

寄せられた意見などは十分に検討を行い、反映できる点は計画案や条例案に取り入れます。寄せられた意見のすべてに対し町の考え方を示すとともに、反映できた理由または反映できなかった理由などを明確にし、最終的な結果とともに公表します。

平成22年は、「第5次愛川町総合計画」、「(仮称)新愛川町保健センター基本計画」など

5件についてパブリック・コメント手続を実施しました。パブリック・コメント手続

皆さんから寄せられた提案事例

に関する問い合わせは、行政推進課行政管理班 ☎(内線) 3242へお願いします。

提案

第1号公園のジョギングコースには、利用を妨げる喫煙場所がありますので、移動をお願いします。また、公園内の環境整備を図る上から禁煙表示マークの看板を設置してください。

回答

野球場北側Aゲラウンドの1塁側ベンチ脇のスタンド用灰皿は、ジョギングコース利用者の妨げになっていることから移動し、遊具のある公園内の喫煙についても、禁煙を呼びかけるための表示看板を設置しました。

提案

第1号公園内の遊具広場の砂場付近にはベンチがないため、遊んでいる子どもを落ち着いて見守ることができません。ベンチの設置をお願いします。

回答

砂場付近とブランコ付近にベンチを設置しました。



提案

子育て支援センターを利用しますが、トイレを利用する際に子どもと一緒に利用できるように、チャイルドホルダーを設置してください。

回答

福祉センターは障害者、高齢者の方をはじめ、ボランティア団体の活動拠点として多くの方に利用されております。したがって、現状のトイレ内のスペースを確保しながら有効利用を図る必要がありますので、これらを考慮し適切な方法を検討します。

※回答後、ご提案を踏まえ、障害者用トイレ内にベルト付き幼児用いすを設置しました。



愛川町らしい「協働のまちづくり」を進めていくためには、町民皆さんのご意見やご提案をできる限り施策に反映させることが大切だと考えています。

そして、より多くの方から幅広くご意見をお聴きするための第一歩は、行政と町民皆さんがまちづくりに関する現在の現状や課題などの情報を共有することから始まります。

そのために広報誌やホームページなどで町の施策についての情報を提供していますが、それだけでは一方通行となってしまうので、皆さんのニーズを的確にとらえ、行政サービスに反映させるため、今後も皆さんからのご意見・ご提案をお聴きしながら、より良いまちづくりに努めていきます。

そのために広報誌やホームページなどで町の施策についての情報を提供していますが、それだけでは一方通行となってしまうので、皆さんのニーズを的確にとらえ、行政サービスに反映させるため、今後も皆さんからのご意見・ご提案をお聴きしながら、より良いまちづくりに努めていきます。

三つのワクチン接種費用を助成します
—子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌の各ワクチン—

2月1日から、次のワクチンを接種した方に対して、その費用を助成します。対象となる方には1月下旬に通知しています。対象年齢・学年で通知が届いていない方で、接種を希望する方はご連絡ください。

今回は、本年度の対象者への助成についてのお知らせです。4月1日以降の対象者には改めてお知らせします。

ワクチンの種類◆子宮頸がんワクチン、ヒブ(Hib)インフルエンザ菌b型ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン
対象者◆接種時に町に住所を有する方で、次の学年または年齢に当たる方
子宮頸がん 2月1日現在、中学1年生～高校1年生の女子
※高校1年生については、平成22年度中に1回以上の接種をした

◆注意事項◆

これらのワクチン接種は、本人および保護者が希望する場合にのみ行う任意接種であり、義務ではありません。ワクチン接種により得られる効果および副反応などについて、よく理解した上で接種してください。

ヒブや小児用肺炎球菌ワクチンについては、接種することにより、感染しても重症化を防ぐ効果があります。

子宮頸がんワクチンについては、接種により100%がんを予防できるものではありませんので、接種した方でも、将来的には必ず定期検診を受けましょう。

方のみ、平成23年度で残りの回数分も助成対象となります。

ヒブ・小児用肺炎球菌 助成期間内に0歳～4歳児

助成期間◆2月1日(火)接種分から平成24年1月31日(火)接種分まで。

接種回数◆子宮頸がん 半年間に3回

ヒブ・小児用肺炎球菌 月齢・年齢によって接種回数が異なります。詳しくはお問い合わせください。

接種場所◆厚木医師会加入の実施協力医療機関
※定期の予防接種とは異なりますのでご注意ください。

接種方法◆個別接種です。希望する方は医療機関へ予約の上、お出掛けください。

持ち物◆子宮頸がん 母子手帳・健康保険証

助成券 ※通知に同封した申請書により、接種前に町に申請してください。助成券をお渡しします。

健康保険証・乳児医療証
接種費用◆全額公費負担ですので、個人負担はありません。
問い合わせ◆子育て支援課母子保健班 ☎(内線) 3363

所得税の確定申告・町県民税の申告
2月16日(水)から3月15日(火)まで

ことしも確定申告の時期が近づいてきましたが、準備はいかがでしょうか。

毎年、申告期限間近になると窓口が大変混雑しますので、申告と納税は早めにお願ひします。

※還付申告の方は、2月15日(火)以前でも税務署に申告書を提出できます。

所得税の確定申告が必要な方

確定申告は、1年間の所得と税額を申告し納税するもので、次のような方は申告が必要です。

- ① 事業所得や不動産所得などがあり、所得の合計金額が配偶者控除や扶養控除などの所得控除の合計額を超える方
- ② 給与の年間収入額が2千万円を超える方
- ③ 給与以外の所得が20万円を超える方
- ④ 給与を2力以上から受けている方
- ⑤ 年末調整の扶養控除などに誤りがある方

ホームページで確定申告書を作成できます

⑥ 不動産やゴルフ会員権などの資産を譲渡した方
⑦ 公的年金などの雑所得のみで、その所得金額が扶養控除などの所得控除の合計額を超える方

国税庁のホームページ「所得税の確定申告書等作成コーナー」で、画面の手引きに従って入力すると、確定申告書が作成できます。作成が終わったら、eTax(国税電子申告・納税システム)によりインターネット送信するか、印刷して書面で提出することができます。

eTaxを利用して所得税の申告をすると、最高5,000円の税額控除が受けられるなどのメリットがあります。ご利用に当たっての具体的な手順などについては、税務署にお尋ねになるか国税庁のホームページをご利用ください。

休日窓口を開設

厚木税務署では、次の日時に休日

申告をする場所・内容など

	厚木税務署	愛川町役場分館申告会場
時間	開庁時間：午前8時30分～午後5時	受付時間：午前8時30分～11時、午後1時～4時
申告する内容	①営業、不動産所得などを申告する方 ②外国籍の方 ③土地などの譲渡所得(分離課税)を申告する方 ④住宅借入金等特別控除などを申告する方 ⑤給与の年間収入額が2千万円を超える方 ⑥青色申告をする方 ⑦退職所得を申告する方 ⑧損失申告をする方 ⑨書き上げた申告書の提出(郵送可)	①町県民税の申告をする方 ②次に該当する確定申告をする方 ・年末調整の済んでいない給与所得を申告する方 ・給与を2カ所以上から受けている方 ・公的年金などを申告する方 ・医療費控除を申告する方(※注1) ・書き上げた申告書の提出のみの方 ※上記以外の申告相談は厚木税務署でお願いします。
必要書類	・源泉徴収票 ・国民年金保険料などの控除証明書(※注2) ・医療費控除申告の場合は、医療費の領収書(※注3)	・生命保険料、地震保険料の控除証明書 ・前年の申告書の控え ・還付申告の方は、振込先の口座番号が分かるもの ・印鑑、電卓、筆記用具など
注意事項	※注1 医療費控除の申告をする方は、あらかじめ集計し、必ず領収書の原本をお持ちください。 ※注2 国民年金保険料、国民年金基金の掛け金に係る社会保険料控除の適用については、支払証明書の添付が必要です。 ※注3 高額療養費の申請をする方は、医療費控除の申告前に領収書の写しを取り、その写しを高額療養費の申請にお使いください。 混雑する場合は、早めに受け付けを終了することがありますので、あらかじめご了承ください。	

窓口を開設します。
日時◆2月20日(日)および27日(日)
 午前8時30分から午後5時まで
場所◆厚木税務署本館
取り扱う業務◆申告書用紙の配布
 申告書作成のアドバイス、申告書の受け付け
 ※電話での相談や他の業務は行いません。
町県民税の申告が必要な方
 1月1日現在、町内に住所などがあり、所得税の確定申告をする方のほか、次に該当する方は町県民税の申告が必要となります。

- ・昨年中に、金額の多少にかかわらず所得のあった方(給与所得だけで、給与支払報告書が勤務先から町へ提出される方は除く)
- ・給与所得者で給与以外の所得があった方
- ・所得税の申告義務のない方で、医療費控除や社会保険料控除などの所得控除を受ける方
- ・税法上、扶養親族になっていない方(昨年中に収入がなかった方も、非課税証明書の発行や国民健康保険税の算定、国民年金納付免除申請などの資料となりますので申告

をお願いします)
 ※町県民税の申告書は、前年の課税を基に、申告が必要と思われる方にあらかじめ送付します。
お願い
 申告の受付期間中は混雑が予想されますので、厚木税務署へはバスなどの公共機関をご利用ください。また、役場へ車でお越しの際は、保健センター北側駐車場または文化会館駐車場をご利用ください。
問い合わせ◆町県民税の申告については、町税務課町民税班 ☎(内線) 32723274 (有線)

小規模納税者のための無料申告相談会

小規模納税者の所得税および消費税、年金受給者および給与所得者の所得税の申告を対象とした、税理士による無料相談会を開催します。ただし、土地、建物および株式などの譲渡所得がある場合は対象となりません。

日時◆2月16日(水)・17日(木) 午前は9時30分から正午まで、午後は1時から4時まで。
 ※混雑する場合は、早めに受け付けを終了することがあります。

会場◆愛川町文化会館3階会議室

持ち物◆確定申告提出書類、印鑑、給与や年金などの源泉徴収票、各種所得控除額の分かる物

問い合わせ◆厚木税務署 ☎ 221-3261

4851
 所得税の確定申告やe-Taxについては、厚木税務署 ☎ 22113261 〒243-8577 厚木市水引1-10-7

町の封筒およびホームページに 広告を掲載しませんか？

企業の活動支援を行うとともに町の財源を確保するため、新たに、役場で使用する一般共用封筒の裏面に広告を掲載します。また、ホームページにもバナー広告を掲載しています。

この機会に、企業の宣伝活動の一環として広告を載せてみませんか。いずれの広告媒体も、風俗営業や政治・宗教活動、意見広告、個人の宣伝、公序良俗に反するものなどは掲載できませんのでご了承ください。

一般共用封筒への広告

一般共用封筒は、主に町から各種の通知などを郵送する際に使用しているもので、町民皆さんをはじめ、多方面へのPRが可能な広告媒体です。

掲載期間 ◆ 6月下旬から約1年間
(在庫がなくなるまで)

応募期限 ◆ 3月31日(木)

申し込み方法 ◆ 次の書類をお持ちの上、管財契約課へお申し込みください。

- ・「愛川町業務用封筒」 広告掲載申込書
- ・ 広告原稿およびその電子データ
- ・ 会社案内、パンフレットなど(事業)

業内容、社歴などが分かるもの) ※申込書は町ホームページからダウンロードできます。

封筒の印刷枚数・掲載料など

封筒種別	印刷枚数	広告サイズ・刷り色	掲載枚数	掲載料(1枚当たり)
一般共用封筒(角形2号)	15,000枚	縦80mm×横150mm 1色(青)	3枚	30,000円
一般共用封筒(長形3号)	100,000枚	縦55mm×横90mm 1色(青)	3枚	50,000円

お問い合わせ ◆ 管財契約課管財班
☎(内線) 3262

ホームページへのバナー広告

バナー広告とは、トップページ内に表示する有料の広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクさせるものです。

町ホームページには、平成22年度月平均で約34,000件のアクセスがあり、町民皆さんをはじめ多くの方に親しまれています。

掲載期間 ◆ 4月1日から平成24年3月31日まで。
※1カ月単位とし、最長で1年間とします。

掲載場所および募集枚数 ◆ 町ホームページのトップページ下段に設ける9枚

広告掲載料 ◆ 1枚当たり月額5,000円

応募期限 ◆ 2月15日(火)

バナー広告の規格

【サイズ】 縦60ピクセル×横120ピクセル

【形式】 GIF形式(アニメーション不可)

メール配信サービス登録者の皆さんへ 新システムへの移行についてお願い

現在、「防災行政情報メール」および「不審者情報メール」の2項目を配信するメール配信サービスを実施しており、2,000人以上の方に登録いただいています。

町では4月から新たなメール配信サービスを実施することとしています。お手数をお掛けしますが、現在登録している皆さんに、新システムへの移行についてご協力をお願いします。

移行手続き ◆ 2月5日(土)から15日(火)の間に、各項目2回ずつ、

移行への承諾をお願いします。メールを送信しますので、内容をお読み

【容量】 5キロバイト以内
※バナー広告の画像は、広告主が作成してください。

申し込み方法 ◆ 次の書類をお持ちの上、総務課へお申し込みください。

・「愛川町ホームページ」 広告掲載申込書

・バナー広告

・会社案内、パンフレットなど(事業内容、社歴などが分かるもの)

※申込書は町ホームページからダウンロードできます。

お問い合わせ ◆ 総務課広報広聴班
☎(内線) 3221

の上、「承諾する」をクリックしてください。これで移行手続きは完了です。引き続き、4月以降も現在お届けている項目のメールをお届けします。

注意事項

・「防災行政情報メール」と「不審者情報メール」の両方に登録している方には、項目ごとにメールを送ります。引き続き両方の配信を希望する方は、それぞれに承諾する手続きが必要です。

・各項目の1回目のメールで承諾された方に対しても、2回目のメー

ルが届きます。1回目でも承諾された方は、2回目のメールに対する承諾は必要ありません。

・承諾された方のメールアドレスは、町で新たに契約する業者に引き継ぎます。個人情報保護には万全を期していきますのでご了承ください。

・今回の移行期間中に承諾の手続きができなかった方や、新規登録を希望する方は、3月1日号で登録方法をお知らせしますのでご覧ください。

愛川町議会基本条例 制定作業を進めています

地方分権の推進などにより、議会の役割と責任が一層注目されるようになってきました。

こうした中、町議会では昨年4月から、議会改革検討委員会で議会基本条例制定に向けた調査・研究を行っています。この条例は、議会内の最高規範として、町民参加を基本とする開かれた議会の実現を目的とするもので、12月に委員会素案がまとまりました。行政と関連の深い条項もあるため、現在、町側と調整を進めています。

議会では6月議会への条例案の提案を目指しています。提案前には町民皆様のご意見を伺うため、

問い合わせ ◆ 総務課広報広聴班
☎ (内線) 3222

4月から携帯電話用ホームページが新しくなり、メール配信サービスも項目が増えるなど充実します。詳細は3月1日号でお知らせします。

※新旧システムの移行作業に伴い、2月中は新規の登録ができません。(メール配信は行いません)

パブリック・コメント手続(意見公募)を実施する予定です。素案の閲覧日程など、詳細は改めてお知らせします。

素案の主な内容 ◆

- ・議会の運営原則と責任
 - ・議員の使命
 - ・町民との連携
 - ・町長と議会および議員の関係
 - ・重要政策の審議など
 - ・予算・決算の審議など
 - ・自由討議による合意形成
 - ・委員会の充実・強化
 - ・議会事務局の体制整備など
- 問い合わせ ◆ 議会事務局議事班
☎ (内線) 3152

住基カード交付申請手続き 本人確認方法が変わりました

住民基本台帳カード(住基カード)の不正取得を防止するため、国で定める事務処理要領が改正され、本人確認方法がこれまでより厳しくなりました。

交付申請に当たっては、次の手続きが必要になります。皆さんのご理解とご協力をお願いします。
官公署が発行した顔写真付きの書類で本人確認する場合 ◆

- ・ ICチップ搭載の運転免許証(本籍地の表示がないもの)は、警察署で設定した暗証番号の入力が必要で、券面表示装置により確認ができれば住基カードを即日交付します。暗証番号が分からない場合は、ICチップ非搭載の運転免許証と同じ扱いになります。
- ・ ICチップ非搭載の運転免許証(本籍地の表示があるもの)やパスポートなど、官公署が発行した顔写真付きのものを提示した場合は、さらにもう1種類(健康保険証など)をご提示ください。合計2種類の書類で確認の上、住基カードを即日交付します。

右記以外の書類で本人確認する場合

◆ 健康保険証など顔写真の付いていない書類を提示された場合、次

により手続きをします。即日交付はできませんので、数日間の余裕をもってお越しください。

- ① 交付申請受け付け後、申請の意思を確認するため、町から本人あてに「照会書」を郵送します。
- ② 届いた照会書の回答書欄を記入してください。
- ③ 次の書類をお持ちの上、再度役場にお越しください。

- ・ 照会書
- ・ 申請時に提示した健康保険証など
- ・ 年金手帳や介護保険証など、申請時に提示したもの以外の書類1種類

④ 以上の3点を確認の上、住基カードを交付します。

※必要に応じて、同一世帯の家族の生年月日や本籍などについて聞き取りをさせていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

※その他、認め印、写真(写真付きカードを希望する場合)などが必要ですが、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ ◆ 住民課住民窓口班
☎ (内線) 3314・3315

バランスシートと行政コスト計算書

バランスシートは、町の資産、負債などの状況を明らかにするもので、道路や学校などの整備にどれだけのお金を使い、どれだけ資産が蓄積されているのかを表す「資産」と、負債がどのくらいあるのかを表す「負債」、資産から負債を引いた残りを表す「正味資産」から構成されており、「資産」負債＋「正味資産」の関係となっています。

行政コスト計算書は、資産の形成につながらない町民への行政サービスにどれだけの費用（コスト）が掛かり、それをどのような歳入で賄ったかを表すもので、企業でいう損益計算書に当たります。

■負債額は少なく資産が多い

平成22年3月末現在の町の資産は約546億円（町民1人当たり132万円）で、このうち町民が将来負担する額である負債は約91億円（同22万円）、正味資産は約455億円（同110万円）となっています。

資産は、道路や公共施設、土地などの有形固定資産と、各種基金などの現金や預金などを合計したものです。有形固定資産を行政目

的にみると、道路や公園などの土木費が46%、続いて学校や社会体育施設などの教育費が30%を占めています。一方、負債は地方債や退職給与引当金などを合計したものです。

住民1人当たりの額でほかの市町村と比較すると、本町は負債額が非常に少なく、逆に正味資産や資産の額は県内でもトップクラスの位置にあります。また資産に占める負債の割合は、16.6%でした。このことから、将来に重い負担を残さず、多くの資産形成がなされていることが分かります。

■物にかかる経費がトップ

平成21年度の一般会計では、1年間の行政サービスに約119億円を要し、これを賄う収入合計が約109億円でした。

この不足分は、基金などの一般財源で補填されています。内訳では、扶助費や繰出金などの「移転支出的なコスト」が約43億円と最も多く、次いで物件費や維持補修費などの「物にかかるコスト」が約42億円となっています。

前年度と比較すると、全体のコス

平成21年度バランスシート（要約）

（単位：千円）

（単位：千円）

借方				貸方			
	平成21年度	平成20年度	増減		平成21年度	平成20年度	増減
【資産合計】	54,572,938 (1,316)	55,590,865 (1,332)	△ 1,017,927 (△ 16)	【負債合計】	9,069,193 (219)	9,218,529 (221)	△ 149,336 (△ 2)
1.有形固定資産	50,465,086 (1,217)	51,038,350 (1,223)	△ 573,264 (△ 6)	1.固定負債	8,480,888 (205)	8,568,989 (205)	△ 88,101 (0)
（うち土地）	22,232,598 (536)	22,038,742 (528)	193,856 (8)	2.流動負債	588,305 (14)	649,540 (16)	△ 61,235 (△ 2)
2.投資など	1,676,853 (40)	1,921,728 (46)	△ 244,875 (△ 6)	【正味資産合計】	45,503,745 (1,097)	46,372,336 (1,111)	△ 868,591 (△ 14)
3.流動資産	2,430,999 (59)	2,630,787 (63)	△ 199,788 (△ 4)	1.国庫支出金	4,196,889 (101)	4,286,839 (103)	△ 89,950 (△ 2)
資産合計	54,572,938 (1,316)	55,590,865 (1,332)	△ 1,017,927 (△ 16)	2.県支出金	1,753,899 (42)	1,803,458 (43)	△ 49,559 (△ 1)
				3.一般財源など	39,552,957 (954)	40,282,039 (965)	△ 729,082 (△ 11)
				負債・正味資産合計	54,572,938 (1,316)	55,590,865 (1,332)	△ 1,017,927 (△ 16)

()内は町民1人当たりの額。(4月1日現在の人口統計人口で算出)

平成21年度行政コスト計算書（要約）

（単位：千円）

行政コスト	区分		
	平成21年度	平成20年度	増減
1.人にかかるコスト（人件費、退職給与引当金繰入など）	3,309,667 (80)	3,743,494 (90)	△ 433,827 (△ 10)
2.物にかかるコスト（物件費、維持補修費、減価償却費）	4,180,797 (101)	4,433,948 (106)	△ 253,151 (△ 5)
3.移転支出的なコスト（扶助費、補助費等、繰出金、普通建設事業費※）	4,312,922 (104)	3,481,487 (83)	831,435 (21)
4.その他のコスト（災害復旧費、公債費（利子分のみ）、不能欠損額）	171,711 (4)	186,232 (5)	△ 14,521 (△ 1)
計	11,975,097 (289)	11,845,161 (284)	129,936 (5)
収入項目			
1.使用料・手数料など（分担金及び負担金、財産収入、寄附金など）	583,952 (14)	548,349 (13)	35,603 (1)
2.国庫・県支出金	1,802,946 (43)	889,637 (21)	913,309 (22)
3.一般財源（地方税、地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金など）	8,532,884 (206)	9,347,468 (224)	△ 814,584 (△ 18)
計	10,919,782 (263)	10,785,454 (258)	134,328 (5)
正味資産国庫・県支出金償却額	326,233	326,486	△ 253
期首一般財源など	40,282,039	41,015,260	△ 733,221
期末一般財源など	39,552,957	40,282,039	△ 729,082

※普通建設事業費のうち、町の資産形成につながらない他団体などへの補助金などを計上。
※()内は町民1人当たりの額。(4月1日現在の人口統計人口で算出)

トは約1億3千万円増加しています。その内訳は、「人にかかるコスト」が約4億3千万円の減、「物にかかるコスト」が約2億5千万円の減、公債費(利子分のみ)などの「その他のコスト」が約1,500万

「贈らない、求めない、受け取らない」

政治家は、選挙区内の人や法人、団体に寄付をすることはできません。有権者が政治家に寄付を求め、明らな選挙を実現しましょう。

「贈らない、求めない、受け取らない」という「三ない運動」の徹底により、明らな選挙を実現しましょう。処罰を伴う項目などもありますので、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ◆選挙管理委員会事務局
☎(内線) 3225

禁止されている寄付に関する行為

政治家の寄付◆政治家(現に公職にある者だけでなく、候補者、立候補しようとする者を含みます)が選挙区内の者に対して寄付をすること。ただし、次のものは除きます。
①政治家自身が出席する結婚披露宴での祝儀や葬式・通夜での香典(選挙に関しないもので、通常一般の社交の程度を超えないものに限る)

円の減となったものの、「移転支出的なコスト」が約8億3千万円増となり、全体のコストを引き上げる結果となっています。

問い合わせ◆企画政策課財政班
☎(内線) 3236

②政党や親族に対してするもの。
③政治集会に関する、必要やむを得ない実費の補償(食事や食料の提供は除く)

このようなものも寄付に当たりません

- ・各種会合への祝儀
- ・入学や出産などの祝い金品
- ・祭や地域行事への差し入れ
- ・病気見舞い
- ・葬式への供花や花輪
- ・中元や歳暮、土産など

政治家に対する寄付の勧誘・要求◆政治家に対して寄付の勧誘や要求をすること。

政治家の関係会社の寄付◆政治家が役員や構成員となつている会社や団体などが、選挙区内の者に対して政治家の氏名を表示して寄付をすること。

政治家の氏名を冠した団体の寄付◆政治家の氏名が表示されている会社や団体などが、当該選挙に関する選挙区内の者に対して寄付をすること。

後援団体の寄付◆政治家の後援会が、選挙区内の者に対して花輪、供花、香典、祝儀などを贈ること。

そのほか禁止されている行為

時候のあいさつ状◆政治家が、選挙区内の者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状(電報なども含みます)を出すこと。

あいさつを目的とする有料広告◆政治家や後援団体が、選挙区内の者に

特別障害者手当などのお知らせ

国では、在宅で生活している重度の障害がある方に、特別障害者手当や障害児福祉手当を支給しています。ただし、施設入所している方や、所得が一定の額を超える方は対象となりません。詳しい対象要件・申請方法などはお問い合わせください。

特別障害者手当

対象者◆在宅で生活している20歳以上の方で、おおむね身体障害者手帳1級・2級相当の障害、療育手帳A1・A2相当の障害などが

対するあいさつを目的として、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどにより有料広告を出すこと。

政治家に対する有料広告の掲載の勧誘・要求◆政治家や後援団体に対して、有料広告の掲載を求めること。



贈らない・求めない・受け取らない

重複している方

支給額◆月額26,440円

障害児福祉手当

対象者◆在宅で生活している20歳未満の方で、身体または精神的障害を含む)に著しく重度の障害があるため日常生活において常時介護が必要な方

支給額◆月額14,380円

問い合わせ◆厚木保健福祉事務所生活福祉課☎224-1111または町福祉支援課障害福祉班☎(内線) 3355

消防功労者を表彰 — 消防出初め式 —

1月8日、角田下箕輪の消防訓練場で、消防署、消防団、地域や事業所の自衛消防隊などが集結する「消防出初め式」を開催しました。消防演技や一斉放水などのほか、昨年の県操法大会で優秀賞を獲得した第1分団の操法演技、愛川東中学校吹奏楽部の演奏なども披露され、ことし一年の安全祈願と士気の高揚を図りました。

併せて消防功労者に対する表彰も行われ、次の方々が受賞しました。(敬称略)

愛川町長表彰

愛川町消防団第1分団

神奈川県消防協会 厚木市愛甲郡支部長表彰

【優良分団】

愛川町消防団第2分団

【功績団員】

- 第1分団第4部部長 木藤圭介
- 第2分団第3部部長 有賀純一郎
- 第1分団第6部副部長 小川純一
- 第1分団第1部班長 中村隆一
- 第1分団第3部班長 井上彰布
- 第3分団第4部班長 脇嶋 毅

愛川町消防団長 功績表彰

【功績団員】

- 第1分団第3部部長 有島竜也
- 第1分団第6部部長 松浦隆治
- 第2分団第2部部長 熊澤正登
- 第3分団第1部部長 関戸浩久
- 第3分団第2部部長 足立原隆之
- 第3分団第3部部長 中村秀太郎
- 第3分団第5部部長 元村真一
- 第1分団第2部副部長 安井旋鯉
- 第1分団第4部副部長 山本欣史
- 第1分団第5部副部長 高橋 薫
- 第2分団第1部副部長 飯田裕二
- 第2分団第3部副部長 馬場貴文
- 第2分団第4部副部長 成井健浩
- 第3分団第1部副部長 原 和洋
- 第3分団第2部副部長 関原順一
- 第3分団第3部副部長 村上高明
- 第3分団第5部副部長 高林進一
- 第1分団第1部班長 松本智巳
- 第1分団第1部班長 齋藤 晶
- 第1分団第5部班長 中島政浩
- 第2分団第1部班長 岡本大輔
- 第2分団第4部班長 小曾根清之
- 第3分団第1部班長 八木圭太
- 第3分団第4部班長 村井寛玲
- 第3分団第5部班長 村越宜彦
- 第1分団第3部部長 有島竜也
- 第1分団第4部部長 木藤圭介
- 第2分団第3部部長 有賀純一郎

【永年勤続団員(10年以上)】

- 第3分団第1部部長 関戸浩久
- 第3分団第2部部長 足立原隆之
- 第3分団第5部部長 元村真一
- 第1分団第5部副部長 高橋 薫
- 第1分団第6部副部長 小川純一
- 第2分団第1部副部長 飯田裕二
- 第2分団第3部副部長 馬場貴文
- 第2分団第4部副部長 成井健浩
- 第3分団第1部副部長 原 和洋
- 第1分団第1部班長 松本智巳
- 第1分団第1部班長 齋藤 晶
- 第1分団第3部班長 井上彰布
- 第1分団第5部班長 中島政浩
- 第2分団第1部班長 岡本大輔
- 第2分団第4部班長 小曾根清之
- 第2分団第1部班長 八木圭太
- 第3分団第4部班長 村井寛玲
- 第3分団第5部班長 村越宜彦

交通安全ルールを守ろう — 安全・安心なまちづくりのために —

昨年、厚木警察署管内(愛川町・厚木市・清川村)で発生した人身事故は1,711件で、死者数は7人でした。

皆さんの交通安全意識の高まりに伴い、交通事故の発生件数は減少していますが、二輪車・自転車による事故や高齢者による事故は増加傾向にあります。

誰もが安全に安心して暮らせるよう、交通安全の輪を家庭や職場、地域へと広げ、交通安全ルールを守るとともに思いやりのある運転に努めましょう。

■厚木警察署管内の人身事故の発生状況

(平成22年1月1日～12月31日、カッコ内の数字は前年比)

市町村	件数(件)	死者(人)	負傷者(人)
愛川町	193 (-30)	1 (+1)	225 (-34)
厚木市	1,499 (-164)	4 (-3)	1,817 (-162)
清川村	19 (-7)	2 (+1)	28 (-5)
合計	1,711 (-201)	7 (-1)	2,070 (-201)



設置しましたか？ 住宅用火災警報器！ 平成23年6月1日までに設置義務

大切な生命・財産を守るため、早めに設置しましょう！
購入場所 電気店、ホームセンター、消防用設備販売店など。
警報器の種類 煙式を購入してください。
設置場所 寝室に設置してください。寝室が2階・3階にある場合は、階段にも必要です。
割引制度 損害保険会社によっては、火災保険の割引制度があります。加入している保険会社にご確認ください。

◆火災発生時の煙の動き

煙には一酸化炭素などの有毒ガスが多く含まれており、次のような動きで広がっていきます。

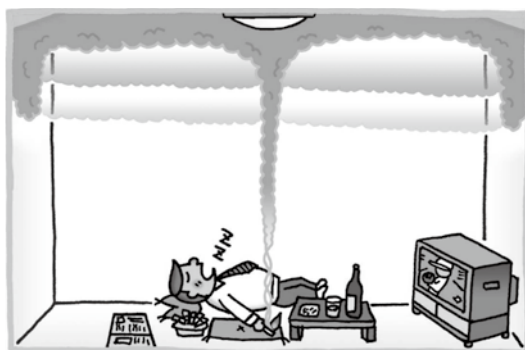
- ① 煙はまず下から天井に昇り、それから横に広がって徐々に冷えていきます。
 - ② その後、煙全体が床面に向けて降りてきます。
- ※煙が上昇する速さは3～5m/秒、横に広がる速さは0.5～1m/秒です。

◆住宅用火災警報器が作動し、大事に至らなかった事例を紹介します

事例1：2階で就寝していた男性は、1階の祖母の寝室の住

宅用火災警報器の鳴動に気づき、階段へ出た。すると煙が漂っており、1階へ下りると仏壇から炎が上がっているのを発見した。男性は台所にあった鍋で水をかけて消火した後、119番通報した。

事例2：住宅の2階で、家人が灰皿のたばこの吸い殻をごみ箱に捨てた後、紙くずに着火し出火した。家人が1階で住宅用火災警報器の鳴動に気づき、2階に上がって出火を発見した。



ライターの花遊びによる火災に注意！



ライターの花遊びによる火災を防ぐには、周りの大人の注意が欠かせません。

家の中や車の中にライターを放置せず、子どもの手の届かない場所にきちんと保管しましょう。不要になったライター

はガス抜きをして、適正に処分しましょう。

◆ライターによる火災の事例

- ・テーブルの上に置き忘れたライターを、子どもがいたずらしているうちに、カーテンに着火して火災になった。
- ・車内にあったライターで子どもが花遊びをして、座席に火が着いて火災になった。
- ・外に落ちていたライターで子どもが遊んでいて、周囲の枯草に燃え移り火災になった。



平成22年中の火災・救助・救急出場

火災件数	15件(前年15件)
救急件数	1,836件(前年1,789件)
救助件数	32件(前年20件)

春の火災予防運動 3月1日(火)～7日(月)

問い合わせ◆消防本部消防防災課 ☎ 285-3131

アイラブ

I LOVE 子育て!

子育て プチ ポケット



もうすぐ幼稚園・保育園

4月から幼稚園・保育園に入園予定のお子さんのお母さんから、「それまでに何をしたらいいですか?」と聞かれることがあります。親と離れて集団生活に入るの、子どもにとってもかなり大変なことです。

そこを乗り越えるには、気持ちが安定していることが何より大切です。家族みんなに愛されていると感じて、生活リズムができていることが、気持ちの安定につながります。

基本的な生活習慣(食事・排せつ・衣服の着脱など)については、やはり自分でできれば自信にもなります。入園までに完全にできなくてもかまいませんが、大人と一緒にいることから始めて、少しずつ手伝える部分を少なくしていきましょう。

最も大切なことは、お父さん・お母さんが「幼稚園・保育園に行ったら、楽しいことがいっぱいあるよ」などと、お子さんと一緒にわくわくして期待をふくらませることです。「そんなことをすると幼稚園に行けないよ」とか「言うことを聞かないと先生に叱られるよ」など、マイナスの言葉は掛けないでくださいね。



あいちゃん広場、0歳児「エアートランポリン」で遊ぼう!

移動子育てサロン

- 第1・第3火曜日 レディースプラザ
2月1日・15日
3月1日・15日
- 第1・第3金曜日 ラビンプラザ
2月4日・18日
3月4日・18日

子育て ホツ とタイム

- | | |
|--------------------------|-------------------------------|
| 日時◆2月22日(火)午前10時~11時 | 日時◆3月16日(水)午前10時~11時 |
| 内容◆親子エアロビクス
(萩原田鶴子さん) | 内容◆“わらべうた”とお話し会
(おはなしなごなど) |
| 会場◆福祉センター 3階会議室 | 会場◆子育て支援センター |

問い合わせ

子育て支援センター ☎ 285-8345 (やさしいこ)

お楽しみクイズ

今月号の広報あいかわを読んで、クイズに挑戦してください。正解者の中から抽選で3人の方に、図書カード(1,000円分)をプレゼントします。

2月1日から、新たに三つのワクチン接種に対する助成が始まります。子宮頸がん、小児用肺炎球菌と、もう一つは次のうちどれでしょうか。

- ①DTワクチン
- ②ポリオ生ワクチン
- ③ヒブワクチン

応募方法◆町内在住の方で、1人1通に限ります。答え・住所・氏名・年齢・電話番号と、本誌の感想を必ずご記入の上お送りください。

締め切り日◆2月8日(火)(郵送の場合当日消印有効)あて先◆

はがきの場合.....〒243-0392 角田251-1
総務課広報広聴班

ファクスの場合.....286-5021

電子メールの場合....e-mail@town.aikawa.kanagawa.jp
正解と当選者は3月1日号でお知らせします。

マタニティマークを知っていますか？

妊娠中は、赤ちゃんの成長はもちろん、母体の健康を維持するためにとっても大切な時期です。しかし、妊娠初期は外見からは妊娠していることが分かりづらいことから、周囲からの理解が得られにくい場合があります。そこで、厚生労働省では、マタニティマークを定め、「妊産婦にやさしい環境づくり」を推進しています。

町では、マタニティマークを通し、妊婦さんが安心して外出できるよう、母子健康手帳交付時にマタニティマークの入ったグッズ(キーホルダーなど)を配布しています。このマークの付いたグッズを身に付けている妊婦さんを見かけたら、公共の乗り物では席を譲る、近くで喫煙しないなどの気遣いをお願いします。



マタニティグッズの配布

対象◆次の条件のいずれかに該当する方にお渡しします。

- ・新たに町で母子健康手帳の交付を受ける方
- ・すでに母子健康手帳を持っていて、町に住民登録または外国人登録のある妊婦の方

問い合わせ◆子育て支援課母子保健班 ☎(内線) 3363

学習活動サポーターおよび児童生徒介助員を募集

町立小・中学校で、児童生徒の学校

生活や学習活動などを支援する「学習活動サポーター」および「児童生徒介助員」を募集します。

勤務期間◆4月1日(金)～平成24年3月30日(金)

勤務形態◆毎週月曜日から金曜日までの週5日(1日6時間)勤務

募集人数◆若干名

応募資格◆次のいずれかに該当する方

①教員免許または保育に関する資格を持つ方、もしくはこれらの資格を1年以内に取得見込みの方

②小中学校教育に熱意がある方

応募方法◆2月18日(金)までに、顔写真を貼った自筆の履歴書(市販のもの)を教育総務課または指導室へ提出してください。

問い合わせ◆指導室 ☎(内線) 3618

ふれあいサポーターを募集

町立小・中学校で、特別な配慮を必要とする児童生徒の学習活動などを支援する「特別支援教育支援員(ふれあいサポーター)」を募集します。

勤務期間◆4月1日(金)～平成24年3月30日(金)

勤務形態◆毎週月曜日から金曜日までのうち週4日程度(1日6時間)勤務

募集人数◆若干名

応募資格◆次のいずれかに該当する方

①教員免許または保育に関する資格を持つ方、もしくはこれらの資格を1年以内に取得見込みの方

②小・中学校教育に熱意があり、児童生徒へ適切な支援ができる方

応募方法◆2月18日(金)までに、顔写真を貼った自筆の履歴書(市販のもの)を教育総務課または指導室へ提出してください。

問い合わせ◆指導室 ☎(内線) 3619

日本語指導協力者および外国語指導協力者を募集

町立小・中学校で、日本語が不自由な外国籍児童生徒の学習や生活指導などの場面で通訳・翻訳を行う日本語指導協力者と、外国語(英語)指導協力者を募集します。

勤務期間◆4月1日(金)～平成24年3月30日(金)

勤務形態◆1日2時間程度(勤務日数などは後日調整)

募集人数◆若干名

応募資格◆外国語(スペイン語・ポルトガル語・英語)の通訳・翻訳ができる方

応募方法◆2月18日(金)までに、顔写真を貼った自筆の履歴書(市販のもの)を教育総務課または指導室へ提出してください。

問い合わせ◆指導室 ☎(内線) 3619

犬・猫はマナーを守って飼いましょう

犬や猫を飼う場合は、周りに迷惑を掛けない心配りとしつけが大切です。

飼い主の責任

●犬の放し飼いはやめましょう。

散歩のときも、リード(引き綱)を必ず付けましょう。

●散歩のマナーを守りましょう。

散歩中、「ふん」をしたときは必ず持ち帰りましょう。

●鳴き声・悪臭にご用心!

無駄ぼえしないようにしつけましょう。飼っている場所を清潔にしましょう。

●野良犬・野良猫に餌を与えている方へ

餌を与えると飼い主とみなされます。飼うなら責任を持って、他の方へ迷惑を掛けないように正しく飼いましょう。

問い合わせ◆環境課環境対策班 ☎(内線) 3514

まちづくり講演会

良好な住環境の整備や緑化の促進、景観形成、農地保全など、これからのまちづくり・まち育てを町民皆さんに主体となって進めていただくため、専門家による講演会を開催します。

具体的な取り組み事例や手法を紹介しますので、住みよいまちづくりに向け、皆さんも一緒に考えてみませんか。
テーマ◆まちづくり・まち育てとは？

～良好な住環境の整備に向けた課題と展望～

講師◆(株)まちづくり工房

代表取締役 大橋南海子さん

問い合わせ◆都市施設課都市計画係

☎(内線) 3443

日時	場所
2月17日(木) 午後7時30分～9時	ラビンプラザ2階 会議室
2月21日(月) 午後7時30分～9時	福祉センター3階 会議室

県立職業技術校4月生募集

県立職業技術校は、職業に必要な専門技術・技能を学ぶ公共職業能力開発施設です。県立職業技術校全5校(東部校、藤沢校、平塚校、小田原校、秦野校)では、4月生を募集しています。専門技術を身に付けたい方は、ぜひご応募ください。

申し込み◆2月7日(月)までに県立職業技術校各校へお申し込みください。具体的なコースや募集定員、応募資格など、詳しくは県立職業技術校各校やハローワークなどで配布する「募集のご案内」をご覧ください。

問い合わせ◆県産業人材課 ☎045-210-5715

今月の納税・納付期限

固定資産税	第4期分
国民健康保険税	第9期分
介護保険料	第9期分
後期高齢者医療保険料	第8期分

納期限2月28日(月)

安全・確実・便利な口座振替で

今月の休日納税・相談窓口

2月26日(土)・27日(日)

午前8時30分～午後5時

役場1階税務課で、町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料が納められます。

図書館だより

話題の本

- ▼ at Home 本多孝好
- ▼ 砂の王国 上巻・下巻 荻原 浩
- ▼ ティスの逆鱗(げきりん) 唯川 恵
- ▼ タブスおばあさんと三匹のおはなし
ヒュー・ロフティング
- ▼ ひぐれのラッパ 安房直子
- ▼ 遠い親せき ウーリー・オルレブ

開館時間

午前9時30分～午後6時

問い合わせ

☎(直通) 285-6963

町民相談

☎ 住民課住民相談班 ☎(内線) 3319

種類	日程
法律相談《完全予約制》	4日(金)・17日(木) 午前10時～午後3時 ※3月は4日(金)・17日(木)
司法書士法律相談	9日(水) 午後1時～4時
消費生活相談	3日・7日・10日・14日・17日・21日・24日・28日 午前10時～午後4時
交通事故相談	23日(水) 午後1時～4時
行政書士相談	10日(木) 午後1時～4時
多重債務相談	23日(水) 午後1時～4時
人権・行政こまりごと相談	18日(金) 午後1時30分～3時

※会場は役場相談室です。

※法律相談は弁護士が対応します。予約は、相談日の7日前から開始します。

※司法書士法律相談は、民事に関する紛争で、紛争の目的の価額が140万円を超えないものに限ります。

教育相談

☎ 教育開発センター ☎(直通) 206-1061

来所相談	毎週月・火・木・金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後4時
出張相談	●レディースプラザ 7日(月) ●ラビンプラザ 14日(月) いずれも午前9時～午後4時
電話相談	平日 午前9時～午後4時

※不登校・いじめ・校外活動・非行・就学相談など

文化会館 催し案内

◆ホール

月日	催し	開演	終演	主催	入場
2/4 (金)	愛川町十四歳立志式	13:30	15:30	・愛川町 ・愛川町教育委員会 ・愛川中学校 ・愛川東中学校 ・愛川中原中学校	関係者
2/6 (日)	「HOME～空から見た地球～」映画上映会 & エコライブ講座	14:00	16:00	・町環境課 ・県地球温暖化防止活動推進センター	無料(先着 535人)。申し込みは町環境課へ。 ☎ 285-6947
2/12 (土)	愛川幼稚園 新春のつどい (遊戯会と音楽会)	13:30	15:30	・愛川幼稚園 ☎ 281-1237	関係者
2/19 (土)	平成22年度愛川町 PTA連絡協議会 活動研究大会	13:30	15:30	・愛川町PTA連絡協議会 ・愛川中学校 ☎ 281-0094	関係者
2/27 (日)	愛川ウインドオーケストラ第19回定期演奏会	13:30	16:00	・愛川ウインドオーケストラ 関谷 ☎ 080-5180-0412	無料 (先着 535人)

◆展示

期間	催し	主催	備考
2/2 (水) } 2/10 (木)	愛川町職員文化展	愛川町職員親睦会	
2/12 (土) } 2/26 (土)	愛川山岳会写真展 「山の仲間の写真展」	愛川山岳会 内藤 ☎ 285-0365	最終日は 15:00まで
2/27 (日) } 3/12 (土)	愛川町写真クラブ会員 写真展	愛川町写真クラブ 藤本 ☎ 285-2865	初日は 13:00から 最終日は 15:00まで

※展示会場はすべて1階で、入場は無料です。通常の展示時間は午前9時から午後5時までです。

※問い合わせは直接主催者をお願いします。

スポーツ施設の抽選予約

スポーツ施設の利用予約は、スポーツ施設予約システムをご利用ください。

今月の抽選予約	抽選結果
5月利用分	3月2日(水)

当選者は3月末日までに本予約を行ってください。末日までに本予約をしなかった場合は、翌日から空き施設として開放します。

予約できるスポーツ施設◆田代運動公園・三増公園(テニスコートのみ)・第1号公園体育館・中津工業団地第1号公園・中津工業団地第2号公園・坂本運動場・坂本体育館・志田運動場・小沢ソフトボール場

※厚木市・清川村のスポーツ施設も抽選予約できます。

※愛川町の施設を2回無断キャンセルすると半年間予約ができなくなります。

問い合わせ◆スポーツ・文化振興課
☎(直通) 285-6958

防災行政無線

夕方の放送時間変更のお知らせ

2月1日から、防災行政無線の夕方のチャイムは午後5時に放送します。

〈夕方のチャイム放送時間〉

2月1日～10月31日 午後5時

11月1日～1月31日 午後4時30分

問い合わせ◆総務課広報広聴班 ☎(内線) 3221



6日:愛川北部病院(☎284-2121) 11日:和田医院(☎281-3688)
 13日:熊坂外科呼吸器科医院(☎285-1139) 20日:八木クリニック(☎280-1888)
 27日:愛川北部病院(☎284-2121)
 その他の日曜・祝日:厚木市休日夜間急患診療所(メジカルセンター☎297-5199)
 ※都合により変更する場合がありますので、電話で確認してからお出掛けください。

予防接種を受けましょう!

対象年齢で未接種の方は、早めに指定医療機関で接種しましょう。

予防接種名	対象	接種回数
DTワクチン 【ジフテリア・破傷風の予防】	11歳・12歳の方	1回
MRワクチン 【はしか・風疹の予防】	(第2期) 平成16年4月2日～ 平成17年4月1日 生まれの方	
※3月31日までに接種してください。	(第3期) 平成9年4月2日～ 平成10年4月1日 生まれの方	
	(第4期) 平成4年4月2日～ 平成5年4月1日 生まれの方	

※平成20年4月1日から5年間の時限措置として、中学1年生および高

校3年生に相当する年齢の方を対象に、MRワクチンの予防接種が実施されています。

問い合わせ◆子育て支援課母子保健班☎(内線)3363

県厚木保健福祉事務所からのお知らせ

県厚木保健福祉事務所を会場に、健康・福祉に関する相談、検査などを実施しています。事前に電話で予約をしてください。

申し込みと問い合わせ◆県厚木保健福祉事務所☎224-1111

●専門医による精神保健および認知症相談

内容◆心の病気の治療や再発予防、認知症についての相談。

アルコール・薬物・シンナーなどの依存

症の相談も行います。

期日◆2月2日(水)・7日(月)・9日(水)・16日(水)

時間◆午後1時30分～4時

※2日(水)のみ、会場が町福祉センターになります。

●栄養専門相談

内容◆病気の方などの食事相談

期日◆2月1日(火)・15日(火)

時間◆午前9時30分～午後4時

●障害児者のための歯科相談

対象◆心身に障害のある方

期日◆2月3日(木)

時間◆午後1時30分～2時

●エイズ無料検査

期日◆2月10日(木)・17日(木)

時間◆午後1時15分～2時45分

※電話相談は随時行っています。



保健師
から
一言

花粉症の対策について

スギやヒノキの花粉量が前年夏の気象条件に大きな影響を受けていることはよく知られており、昨年の夏は全国的に気温が高く日照時間も長かったことから、ことしの花粉量は多くなると予測されています。

花粉症は、原因となる花粉を吸い込んだために起こる病気です。花粉を少しでも体の中に入れないようにする努力が必要です。

《対策方法》

マスクをする◆花粉用のマスクは、吸い込む花粉の量をおよそ3分の1から6分の1に減らし、鼻の症状を少なくさせる効果が期待されています。

ただし、風の強い日は効果が弱くなるとの報告もあります。

うがいをする◆うがいは、のどに流れた花粉を除去するのに効果があります。外出後は、うがいをしましょう。

帽子をかぶる・洗顔する◆花粉が付着しやすいのは表面に出ている頭と顔です。外出時は帽子をかぶり、外出後は洗顔して花粉を落としましょう。

服地の種類を選ぶ◆洋服に花粉が付いてしまうので、外出時は毛織物による上着やコートは避け、表面がすべすべした綿か、ポリエステルなどの化学繊維のもので、花粉の付着を減らしましょう。

眼鏡をかける◆花粉の飛散が多い時に眼鏡を着用すると、花粉が目に入る量を2分の1から3分の1に減らすことができます。ただし、目の症状をどの程度弱くすることができるかは明らかではありません。

その他◆家にいる時は窓の開け閉めに注意しましょう。

全く症状をなくすことは不可能ですが、少しでも症状を軽くすることができるよう、ストレスや睡眠不足、アルコールの飲み過ぎなどにも注意しましょう。



乳幼児の健康診査

受付時間◆午後1時～2時15分(10カ月児は午後1時15分～2時15分)

会場◆保健センター

問い合わせ◆子育て支援課母子保健班☎(内線) 3363・3365

対象	期日	持ち物
4カ月児 (平成22年10月生まれ)	3月1日 (火)	母子健康手帳、 問診票
10カ月児 (平成22年5月生まれ)	3月10日 (木)	母子健康手帳、 問診票
1歳6カ月児 (平成21年8月生まれ)	3月11日 (金)	母子健康手帳、 問診票、歯ブラシ、 タオル
3歳6カ月児 (平成19年8月生まれ)	3月8日 (火)	母子健康手帳、 問診票、歯ブラシ、 タオル、当日の朝の尿、 視力・聴力の調査票(記入済みのもの)

※開場は午後0時45分からです。

※対象者には2月下旬に必要書類を送付しますので、届かない方はご連絡ください。



お子さんの歯科保健指導

期日◆2月24日(木)

会場◆保健センター

持ち物◆母子健康手帳、問診票、歯ブラシ、タオル

問い合わせ◆子育て支援課母子保健班☎(内線) 3363・3365

歯科保健指導	対象	受付時間
むしばいばい (虫歯予防) 教室	平成22年 1月生まれ	午前9時 30分～ 9時55分
2歳児 歯科検診	平成21年 1月生まれ	午後1時～ 1時45分
	平成20年 7月生まれ	午後1時 45分～ 2時30分

※育児について心配のある方は、保健師・栄養士が相談をお受けします。

※むしばいばい教室は午前10時から、

終了時間は正午ごろになります。開始時間をすぎでの入室はできませんので、余裕をもってお越しください。

※2歳児歯科検診では、身長・体重測定も行っています。

※対象者には2月上旬に必要書類を送付しますので、届かない方はご連絡ください。



すくすく親子健康相談

日時◆2月22日(火) 午前9時30分～11時

会場◆保健センター

対象◆就学前の子とその保護者

内容◆保健師・栄養士・看護師による健康相談、身体測定、体脂肪測定、血圧測定、尿検査など

持ち物◆母子健康手帳

問い合わせ◆子育て支援課母子保健班☎(内線) 3363・3365

※予約の必要はありませんので、当日直接会場へお越しください。



ヘルスあっぷ相談

日時◆2月23日(水) 午後2時～3時

会場◆保健センター

対象◆町内在住の方

内容◆保健師・栄養士・看護師による健康相談、身体測定、体脂肪測定、血圧測定、尿検査など

問い合わせ◆健康長寿課健康づくり班☎(内線) 3339

※予約の必要はありませんので、当日直接会場へお越しください。

「はたちの献血」キャンペーン

新たに成人となった「はたち」の若者を中心に、広く献血への理解を深めてもらおうと、2月28日まで「はたちの献血」キャンペーンを実施しています。

医療に必要な血液が不足していますので、皆様のご協力をお願いします。

日時◆2月25日(金) 午前10時～正午および午後1時30分～3時30分

会場◆役場前広場

問い合わせ◆健康長寿課健康づくり班☎(内線) 3339

特定不妊治療費を助成

不妊治療のうち、医療保険が適用されず、高額な医療費が掛かる特定不妊治療(体外受精および顕微授精)に要する費用の一部を助成しています。治療終了後、早めに申請してください。

対象◆法律上の婚姻をしており、次の要件をすべて満たす方

- ・神奈川県の特定不妊治療費助成の決定を受けていること。
- ・申請日に本町に住民登録していること。

※申請日の属する年度内に他の市町村で特定不妊治療に係る助成を受けた方は除きます。

助成内容◆特定不妊治療に要した治療費(保険外診療)から神奈川県による助成費を控除した額を対象として、1年度1回10万円を限度に助成します。

なお、助成は通算で2カ年度まで受けることができます。

申請期限◆治療終了日から1年以内

問い合わせ◆子育て支援課母子保健班☎(内線) 3363

みんなの活動ファイル

【よさこいダンスチーム FUNNY】

見ている人たちを元気に



両手に持った鳴子で軽快な音を打ち鳴らし、リズムに合わせて華麗に、そして激しく舞い踊る「よさこい」。高知のよさこい鳴子踊りが全国に広まり、各地でイベントも多く開かれ、踊り手だけでなく各チームの個性あふれる演舞を楽しむファンも増えています。

FUNNY（ファニー）は、平成12年に結成されたよさこい踊りなどを楽しむダンスチーム。メンバーは小学校2年生から50代までの45人です。「あいかわ公園つつじまつり」をはじめ各地のお祭りやイベントで演舞を披露し、そのパフォーマンスの素晴らしさはコンテストなどでも高い評価を受けています。チームが大切にしているのは、笑顔と元気。踊り子の笑顔と元気いっばいの舞で、見ている方を元気にしたいという思いを込めて踊っています。このような活動から、平成21年度より愛川町観光親善大使にも任命され、町の魅力を広く町内外にアピールしています。

FUNNYでは新しい仲間を募集しています。よさこいに興味がある方、体を動かしたい方、一緒に踊ってみませんか。初心者を対象とした体験講座を開催しますので、ぜひ一度参加してください。

初心者よさこい体験講座

日時◆2月19日(土)午後7時30分～9時30分

場所◆第1号公園園体育館剣道室

対象◆小学校1年生以上の方

問い合わせ◆萩原智恵子 ☎090-1995-

8891

電子メール yosakofunny@yahoo.co.jp



田代区婦人消防クラブのメンバーです。消防出初め式で演技を披露しました。(田代:新井さん)



15歳のうるる君。散歩とごはんが長生きの秘訣だワン!(中津:松藤さん)

田代区Aが8連覇 町一周駅伝競走大会



大声援の中、たすきをつなぐ

1月9日、新春恒例の「第56回愛川町一周駅伝競走大会」を開催し、第1部には各行政区からの26チーム、第2部には友好都市・長野県立科町や企業、高校など17チームが参加し、合計43チームによる熱戦が繰り広げられました。

優勝した田代区Aチームは大会8連覇を達成。同区はBチームも3位に入るなど強さを見せつけた一方、バランスの良いレース運びで準優勝した小沢区チーム、2部で優勝した立科町チームの力走も光りました。

競技場内ではスポーツ少年団によるミニ駅伝競走大会が開催され、レッドベアーズ(野球チーム)がトップ賞を獲得しました。



スポーツ少年団も力走

【総合成績】

●第1部

優勝	田代区A	(1時間33分48秒)
準優勝	小沢区	(1時間39分11秒)
第3位	田代区B	(1時間43分52秒)
第4位	大塚区A	(1時間45分11秒)
第5位	上熊坂区A	(1時間45分30秒)
第6位	熊坂区A	(1時間46分04秒)

●第2部

優勝	立科町	(1時間42分12秒)
準優勝	愛川町役場	(1時間47分39秒)
第3位	愛川高校野球部	(1時間52分30秒)

【区間記録】

第1区	(2,820m)	岩寄 誠 (小沢区)	8分26秒
第2区	(5,593m)	佐藤圭介 (角田区)	18分09秒
第3区	(3,740m)	只木将司 (田代区 A)	11分47秒
第4区	(3,730m)	平本孝太 (田代区 A)	(大会新) 12分11秒
第5区	(2,190m)	細井柊人 (細野区)	7分25秒
第6区	(4,766m)	高橋竜也 (小沢区)	16分03秒
第7区	(5,314m)	山口優弥 (田代区 A)	18分25秒

だ だんべいイルミネーション・ナイトイベント



12月5日から25日まで、田代運動公園で「だだんべいイルミネーション・ナイトイベント」が開催され、家族連れなどでにぎわいました。

ふれ愛のトンネル、ジャンボクリスマス・ツリー、巨大ナイアガライルミネーションのほか、18日および19日にはレーザー光線によるショーも開催され、山に写る幻想的な光のアートに歓声が上がっていました。



二十歳の門出を祝う成人式 475人が大人の仲間入り

1月9日、二十歳を迎えた若者たちを祝う成人式を文化会館で開催し、新成人475人が門出の日を迎えました。会場には、振り袖やスーツ、はかま姿の若者があふれ、旧友との会話に花を咲かせる姿があちらこちらで見られました。

今回の成人式も、新成人の有志13人で構成する成人式実行委員会が企画段階から準備を進めてきました。「笑」をテーマとしたアトラクションでは、中学校時代にお世話になった先生方が登場しお祝いの言葉を述べられたほか、ファッションショー形式で登場した新成人たちが、それぞれの近況や夢を発表し、会場からは大きな歓声が上がっていました。



1月1日現在の人口と世帯

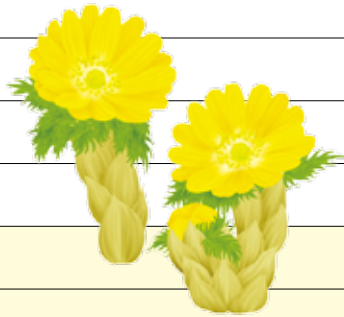
()内は前月比
※住民基本台帳登録人口と外国人登録の合計・世帯数

人口	43,289 (△40)
男	22,524 (△37)
女	20,765 (△3)
世帯	17,519 (1)

2月

あいかわカレンダー

1	(火)	4カ月児健康診査
2	(水)	
3	(木)	消費生活相談
4	(金)	十四歳立志式 法律相談 1歳6カ月児健康診査
5	(土)	
6	(日)	当番医：愛川北部病院
7	(月)	消費生活相談 マタニティセミナー
8	(火)	3歳6カ月児健康診査
9	(水)	司法書士法律相談
10	(木)	行政書士相談 消費生活相談 10カ月児健康診査
11	(金)	当番医：和田医院
12	(土)	
13	(日)	かながわ駅伝競走大会 当番医：熊坂外科呼吸器科医院
14	(月)	消費生活相談 マタニティセミナー
15	(火)	
16	(水)	
17	(木)	法律相談 消費生活相談
18	(金)	人権・行政こまりごと相談
19	(土)	
20	(日)	当番医：八木クリニック
21	(月)	消費生活相談
22	(火)	すくすく親子健康相談
23	(水)	交通事故相談 多重債務相談 ヘルスあつぷ相談
24	(木)	消費生活相談 むしばいばい教室 2歳児歯科検診
25	(金)	
26	(土)	休日納税・相談窓口
27	(日)	休日納税・相談窓口 当番医：愛川北部病院
28	(月)	消費生活相談



第65回市町村対抗 「かながわ駅伝」競走大会 2月13日(日) 秦野市中央運動公園を 午前9時スタート



秦野市から相模湖までの51.5キロメートルを、県内各市町村の代表選手がたすきをつなぐ、第65回市町村対抗「かながわ駅伝」競走大会が開催されます。

町内を走る第6区は、田代平山付近から愛川ふれあいの村入口の国道412号を通り、相模原市緑区へ抜ける10.7キロメートルのコース。選手の通過予定時刻は、午前10時30分から11時ごろです。

力走する選手たちへ、沿道からご声援をお願いします。

問い合わせ◆スポーツ・文化振興課 ☎(直通) 285-6958

休館日・休園日

第1号公園体育館	毎週火曜日
田代運動公園・三増公園陸上競技場	毎週火曜日、14日(月)
町民活動サポートセンター	毎週水曜日、12日(土)
文化会館・ラビンプラザ	毎週火曜日
レディースプラザ	22日(火)
図書館	毎週火曜日、2日(水)
郷土資料館	毎週月曜日

広報あいかわは、録音ボランティアグループ「かえでの会」のご協力により、視覚障害者用に音声テープ化されています。ご希望の方は、社会福祉協議会にご連絡ください。☎(内線) 3792